

4/8 赤字部分修正
4/15 追記

入札説明書

【電子入札システム対応】

令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入) 一式

令和8年3月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和8年3月24日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 契約者

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

2. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

【電子入札システム対応】令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入)一式

(2) 調達件名の特質等 別添仕様書による

(3) 納入期限 令和9年3月31日

(4) 納入場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

(5) 入札方法

入札者は、納入に係る一切の諸費用を含め、金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

3. 競争参加資格

(1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

(2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。

(4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できるものであること。

(6) 共同企業体での入札について

ア 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同企業体（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、提案書等の提出期限までに共同企業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同企業体の構成員（代表者を含む）は他の共同企業体構成員となること及び単独で入札に参加することはできない。なお、共同企業体結成に関する協定書を作成すること。

イ 共同企業体の入札参加資格

共同企業体の代表者及び構成員は上記（1）から（5）の全ての要件を満たしていること。ただし、構成員については、業務に関する技術力を証明出来る場合、（1）に示す等級以下に格付けされた者であっても、入札に参加することが出来る。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のＩＣカードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙１）を６．に示す提案書等と併せて提出すること。

5. 入札説明書等に対する質問

（１）入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（指定様式（※））により提出すること。

①受領期間：令和８年３月２４日から令和８年４月７日１７時まで。

②提出場所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川１６－２

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 松本

電話 ０２９－８５０－２３２１

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先 chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和８年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機（第９次導入）一式）（担当：松本）】とすること。

※当研究所 HP に掲載（本公告掲載先と同一ページ）。

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和８年４月１５日１０時００分から

令和８年５月２６日１４時００分まで

②閲覧場所：電子入札システム及び当研究所HP上

（３）（１）の質問がない場合、（２）については行わないものとする。

6. 提案書等の提出

（１）提案書等の提出方法等

① 入札者は仕様書に係る提案書等を以下により作成し、期限までに持参又は郵送（書留郵便に限り受領期間必着とする。）により提出するものとし、原則電送によるものは受け付けない。

② 提出場所：本入札説明書５．（１）②に示すとおり

③ 提案書等の構成

本入札説明書３．（１）に示す証明する書類、仕様書に示す仕様等を満たすことを証明する書類、機器の構成表を提出すること。記載内容については、仕様書７．（４）も参照すること。カタログ等が存在する場合には併せて提出すること。

上記証明書類に記載した機器に係る（販売）価格証明書（別紙６）及び契約実績表（別紙７）（機器販売時の定価及び契約実績）を提出すること。

④ 提出部数は３部とし、書類及び光学媒体にて提出すること。

（２）提案書等の受領期限

令和８年５月１日 １７時００分（厳守）

（郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。）

（３）（１）のとおり提出された提案書等による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

① 期間：**令和８年５月１５日** １７時００分

7. 入札及び開札の日時及び場所等

（１）入札書等の提出場所及び問い合わせ先

本入札説明書 5. (1) ②に示すとおり

(2) 入札書の受領期限

令和8年5月25日17時00分(厳守)

(郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。)

(3) 開札の日時及び場所

令和8年5月26日14時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ1階 第1会議室

8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

- ① 6. (2)の日時まで、電子入札システムの証明書等提出画面において、本入札説明書3.(1)の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ② 7. (2)の日時まで、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。
- ③ 入札金額については、2.(1)の物品の購入に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
- ⑤ 同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥ 入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦ 事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ① 入札書(別紙2)には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数(第○回)を記載すること。
- ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ③ 入札金額については、2.(1)の物品の購入に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑤ 入札書は、別紙の書式により作成し、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑥ 新型コロナウイルスによる感染症(COVID-19)の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。郵便(書留郵便に限る)による場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封かんのうへ、表封筒に「令和8年5月26日開札(令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入)一式)の入札書在中(第○回)」の旨を記載し、中封筒の封皮には、直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、次に従い受領期限までに確実に到着するように送付すること。

提出期限：7.(2)に示すとおり

提出場所：5. (1) ②に示すとおり

- ⑦入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書3. (1)の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑧入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させる際は、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。
- ⑨入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑩開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない際は、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑫提出済の入札書は、その事由のいかんに関わらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑬入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当するものは無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 紙入札において、記名を欠いた入札書
- (4) 紙入札において、入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 紙入札において、誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の紙入札について他の競争参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が複数の入札書を提出した場合
- (10) 本入札説明書6. (3)による契約者からの了承を得ることのできなかつた者が提出した入札書
- (11) その他の入札に関する条件に違反した場合

10. 落札の決定

本入札説明書3.の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

電子入札システムにおいては、開札の際、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。再度入札の時刻については、当研究所から通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、入札方式が混在する場合、開札処理に時間を要すことから、予定時間を大幅に超える場合がある。

12. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙2）の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。当該入札者のうち数字の指定を行わない者がいるときは、職員が任意の数字を入力し、落札者を決定するものとする。

1.3. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後速やかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は可能な限り詳細に記載すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

1.4. 契約書の提出

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案（別紙5）に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1.5. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1.6. 契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、

契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

- ・ 3分の1以上2分の1未満
- ・ 2分の1以上3分の2未満
- ・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

17. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日9:00～12:00及び13:00～17:30）

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

18. その他

(1) 関係資料の貸与

仕様書記載の開示可能な資料は、仕様書別添の秘密保持誓約書を提出した後、開示する。希望する場合は5. (1) ②に連絡すること。（連絡先: chotatsu@nies.go.jp）

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札心得

① 入札者は、仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ入札すること。

② 入札者は、仕様書について疑義があるときは、当研究所関係職員に説明を求めることができる。

③ 入札後、仕様書について不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入) 一式

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を代理人と定め、令和8年3月24日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入) 一式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和8年3月24日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入) 一式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先 部署名 : 責任者名 : 担当者名 : TEL : FAX : E-mail :
--

(別紙5)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入) 一式
2. 契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
3. 納入期限 令和7年5月30日
契約期間 自 契約締結日 至 e年3月31日
4. 契約保証金 免除
5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(義務の履行)

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、業務の処理を第三者 (再委託等先が乙の子会社 (会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。) である場合も含む。以下同じ。) に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書 (別紙) を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」 (当研究所HPに掲載) を参照すること。

掲載先 : <https://www.nies.go.jp/osirase/shotatsu/saiitaku.pdf>

(監督職員)

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。
2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

(業務の報告等)

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者

等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 甲が第8条又は第9条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第11条 乙は、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第12条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から10日以内に検査を行わなければな

らない。

(契約金の支払)

第13条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に契約金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な契約金の請求を受けたときは、請求書を受理した日から60日以内に支払うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、第8条又は第9条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第15条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第16条 乙は、第8条第4項の規定による契約金額の返還又は第10条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第17条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第18条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(再委託等する場合における再委託等先を含む。)に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙6)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 殿

住所
会社名
代表者名

価 格 証 明 書

下記の製品の金額は定価であることを証明致します。

記

件 名	規 格	数 量	金 額

(上記金額は消費税を含んでおりません。)

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(別紙7)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 殿

住所
会社名
代表者名

契 約 実 績 表

下記の通り相違ありません。

記

件 名・規 格	契 約 先	契約年月日	数量	定 価	契 約 価 格

(上記金額は消費税を含んでおりません。)

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(別紙8)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他

調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等
<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(参 考) 入札参加に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について
本調達に関する質問回答書は電子入札システムまたは当研究所HP上で閲覧可能である。
2. 入札書について
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
 - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
 - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格決定通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格決定通知書の写し等必要書類を提出すること。

仕 様 書

1. 件 名 令和 8 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 9 次導入) 一式
本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)が調達する「令和 8 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 9 次導入) 一式」について規定する。

2. 数 量 一式
構成内訳 計算機空調用室外機 1 台
完成図書 5 式
保守業務 1 式

3. 研究内容・購入目的

温室効果ガスの地球規模の濃度分布を高精度・高頻度で測定し、地域別吸収排出量の推定精度を向上させ、環境行政に貢献することを目的とした、温室効果ガス観測技術衛星 2 号(平成 30 年 10 月 29 日打上げ、設計寿命 5 年、以下「GOSAT-2」という。)は令和 5 年 10 月に 5 年間の定常運用期間を終了したが、現在も後期利用運用として運用を継続している。GOSAT-2 共同プロジェクトは、NIES、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)、環境省の共同プロジェクトであり、この中で NIES は主としてデータ解析手法の開発・改良、データ処理及び処理結果の保存・提供を担当している。

NIES 担当業務のうち、データ処理と処理結果の保存・提供機能を実現するため、NIES では GOSAT-2 データ処理運用システム(以下「G2DPS」という。)を維持開発・運用中である。本調達は、G2DPS に導入された機器等のうち、保守期限切れとなる計算機空調用室外機を購入し、初期設定等を行うことで更新前と同等の運用・運営環境を構築するものである。すなわち必要とされる装置は、既存機器と本調達物品が一体となって齟齬なく稼働する装置(以下「本装置」という。)である。ただし、本調達には G2DPS において処理・保存・提供を直接担うアプリケーションプログラム及び次回以降に更新や導入を予定している機器を含まない。

A. ハードウェア要件の概要

データ処理において 5 年間の衛星の定常運用期間に必要な G2DPS の機器の機能や性能の概要は、下記の通りである。

- ・ バッチジョブ管理機能からの制御に対応する機能
- ・ データ処理用サーバー全体の倍精度浮動小数点数演算性能として 60~70TFLOPS
- ・ データ処理用サーバー1 台あたりのディスク I/O 性能として 20~50Gbps

処理結果の保存・提供において 5 年間の衛星の定常運用期間に必要な機器の機能や性能の概要は、以下の通りである。

- ・ 10 台程度の計算機上に構築された仮想計算機群
- ・ 実効ディスク容量が 7~10PB の分散型共有ファイルシステム
- ・ ディスク I/O 性能がディスクコントローラの総性能として 600~800Gbps

これらの機能や性能をシステムが全体として満たすことを目的に、プロジェクトの進捗に合わせ、機器の調達や更新を段階的に行う。したがって本調達では、本調達範囲に要求される機能・性能だけでなく、衛星運用終了時に要求されている機能・性能に向けた拡張、更新にも対応可能な製品群を要求する。

GOSAT-2 共同プロジェクトは、行政利用、国際協力、温暖化研究の多岐にわたる要求に応える必要があるプロジェクトであるため、G2DPS には信頼性、可用性、保守性、保全性(整合性)、安全性(機密性)がある一定の水準を満たした上で、それぞれが安定した状態であることが求められる。特にユーザーサービス機能を 24 時間 365 日継続して提供するために、データ保管の保全性並びにデータ提供の可用性が高いハードウェアが求められている。

(1) 信頼性

緊急的に運転停止が必要となる等で G2DPS の運用に支障をきたす機器故障による平均故障間隔が、保守を目的とした計画停止より長いこと。計画停止の間隔は、2~3 ヶ月に 1 度程度を予定している。

(2) 可用性

個々の機器においては電源、ファン等の部品の冗長化等が、各サービスにおいては機器が果たす

論理的役割の冗長化等が求められる。冗長化の実現にあたっては、縮退運転時の性能低下を認める。ただし、縮退運転時に利用できない機能があってはいけない。

(3) 保守性

機器の運用期間内(機器の種類ごとに納入後 5~10 年を目処)において、故障等による障害発生時には、駆けつけ対応、交換部品や復旧要員の手配が迅速に行えること。活線挿抜可能な構成を採用する等で、復旧作業に際しては、可能な限り機器を停止させないこと。

(4) 保全性(整合性)

ディスク装置における停電等の予期せぬ停止時のデータ整合性を担保する機構、計算機におけるメインメモリ等の誤り検知機構等を、個々の機器が可能な限り備えていること。運用方法の工夫などで保全性を維持・向上する場合には、その方法も提案すること。

(5) 安全性(機密性)

外部からの不正アクセスへの対応に加え、不正侵入された際にも損害を可能な限り最小限に抑える設定がなされていること。

これらを実現するために想定した G2DPS の概念図は、図 1 の通りである。

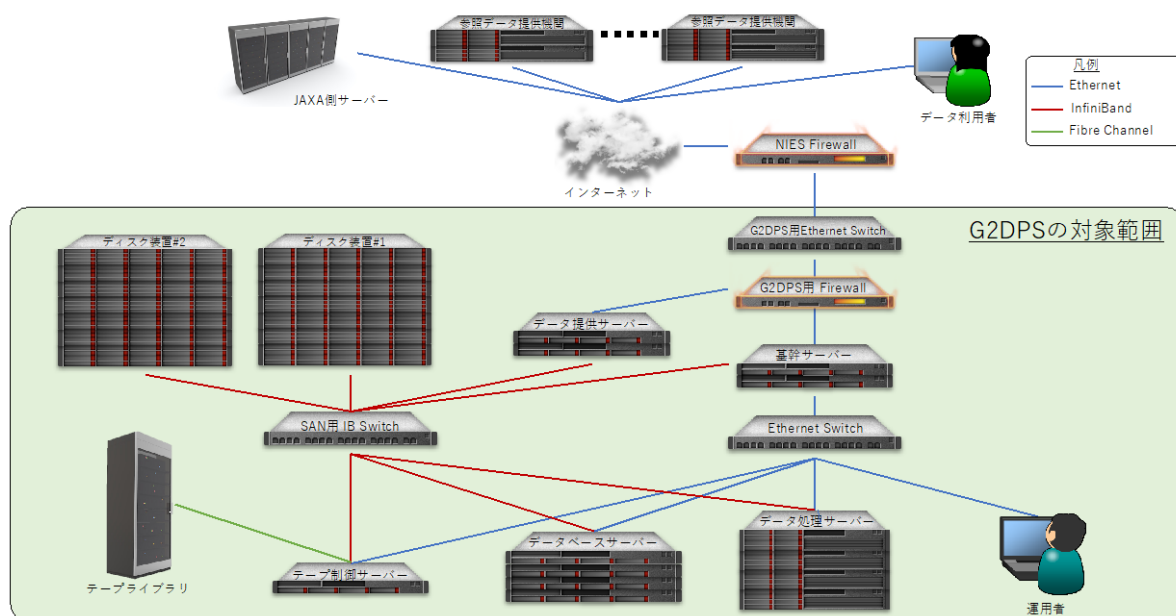


図1:G2DPS概念図

G2DPS の対象範囲は、上記概念図で「G2DPS の対象範囲」として囲まれた部分である。

Ethernet ネットワークは、運用・管理上の利用目的を考慮し、物理サブネットと論理サブネットを複数用いて構成している。

SAN(Storage Area Network)も運用・管理上の利用目的を考慮し、物理ディスク装置と論理ディスク装置を複数用いて構成している。

G2DPS の詳細に関しては、別添の秘密保持誓約書提出後に開示される資料を参照すること。

B. 調達の方針と範囲

G2DPS の調達にあたっては、GOSAT-2 共同プロジェクトの進捗に応じ、NIES 担当業務の実施に必要な機材を段階的に導入・拡張し、機器ごとの運用期間に応じて適宜更新を実施することとする。

本調達では、システムの安定稼働に必要な設備を対象とする。本調達物品は、自身の稼働に必要な機能・性能のみならず、G2DPS 全体の稼働に必要な機能・性能を満たす必要があることに留意すること。「GOSAT-2 データ処理運用システム(基幹部)詳細設計書基盤設計編」に記載された設計内容に基づき「GOSAT-2 データ処理運用システム システム環境定義書」にて定義された環境を実現するために、令和 2 年度以降に機器を更新する想定で、GOSAT-2 打上げ後 2 年間に必要となる機能・性能を要求した「平成 28 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 1 次導入)」から、データ保存能力の維持に必要なテープ装置制御用計算機の更新を要求した「令和 6 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 8 次導入)」まで段階的に機器を調達・更新したところである。本調達では、第 1 次導入のうち保守期限切れとなる計算機空調用室外機を更新する。また、継続的かつ安

定的な運用に必要な監視設定を追加する。

請負者は、現システムに対する事前調査、事前作業を十分に行い、NIES が運用業務や G2DPS ソフトウェア保守業務等を支障なく遂行できる状態で本調達物品を納入すること。現システムと同等の機能や操作方法が望ましいが、本更新により機能や操作等が現システムから変更になる場合は、既存文書の更新や運用業務担当者・G2DPS ソフトウェア保守業務担当者へ十分な説明や質疑応答及びその後の問い合わせ対応を行うこと。

4. 仕様・規格等

「令和 8 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 9 次導入) 一式」については以下の仕様を満たす必要がある。

本装置は A:フリーアクセス床、B:定電圧定周波数電源付き無停電電源装置、C:局所冷却機能付きラック群、D:計算機空調用室外機、E:サーバー用計算機、F:ネットワーク機器、G:大容量ストレージ、H:テープ装置、I:業務用端末、J:運用者用 NAS 計算機、K:周辺機器等、L:保守業務により構成される。本調達には、今回更新対象外となる機器、業務用端末を含めないで注意すること。NIES が所有するソフトウェアライセンスを可能な限り再利用し、不足分のみ本調達に含めること。本調達物品の動作に必要なハードウェア、ソフトウェア、役務にかかる費用を本調達に含めること。

A. フリーアクセス床[条件]

アーレスティ社製フリーアクセス床が導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

B. 定電圧定周波数電源付き無停電電源装置[条件]

山洋電気社製定電圧定周波数電源付き無停電電源装置が導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。G2DPS が主として利用している電源装置を優先して利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

C. 局所冷却機能付きラック[条件]

シュナイダー社製局所冷却機能付きラックが導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。ただし、機器の総発熱量は、実効消費電力に基づき算出すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

D. 計算機空調用室外機[仕様・条件]

ダイキン社製計算機空調用室外機が導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

本調達では、保守期限切れとなる計算機空調用室外機の更新を行う。導入物品の仕様の詳細は、「資料 1 : 計算機空調用室外機」を参照すること。

E. サーバー用計算機[条件]

デル社製計算機及びその OEM 製品が導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

F. ネットワーク機器[条件]

シスコシステムズ社製、エヌビディア社製、フォーティネット社製のネットワーク機器が導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

G. 大容量ストレージ[条件]

データダイレクト・ネットワークス社製大容量ストレージが導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

H. テープ装置[条件]

HPE 社製テープ装置が導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

I. 業務用端末

本調達の範囲外とする。

J. 運用者用 NAS 計算機[条件]

デル社製 NAS 計算機が導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別

添提出後に開示される資料を参照すること。

K. 周辺機器等[仕様・条件]

(1) PDU

中央電子社製PDUが導入済みである。本製品の機能・性能の範囲内で利用すること。詳細は、別添提出後に開示される資料を参照すること。

(2) その他

全導入機器の利用に必要な工事、ケーブル、周辺機器(コネクタやメディアコンバーター等の接続・交換に必要な部品等)を含めること。なお、NIES 保有数の範囲内において UTP ケーブル、FC ケーブル、及び、IB ケーブルは貸与するものを利用してよい。

L. 保守業務[仕様・条件]

(1) 本調達の全納入製品について、常に完全な機能を持つように、令和 10 年 3 月 31 日までは無償保証期間とすることとし、無償保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。保守作業や機能保全に必要な OSS 等の追加や設定変更を適宜行うこと。

(2) 無償保証期間終了時に保守業務報告書を書類及びその内容が記録された光学媒体で各 3 部提出すること。ただし、光学媒体は一般的な光学ドライブで読み込めるものとする。保守業務報告書には、下記を含めること。

- ・ 作業報告書
 - ・ 打合せ配布資料
 - ・ 打合せ議事録
 - ・ (無償保証期間終了後の保守業務担当者への) 申し送り事項
 - ・ 作成文書、更新文書及び更新文書案
- ※ 文書一覧を本文に含め、文書本体は光学媒体に含めること。

(3) 無償保証期間経過後のハードウェアについては、保守契約の締結を予定している。このため、無償保証期間経過後から機器ごとに下記の年数以上の保守を行える体制を確保すること。なお、本調達には(1)、(2)以外の保守費用は含めないが、無償保証期間経過後の 9 年間の保守契約に必要な費用の参考価格を提示すること。

- ・ 計算機空調用室外機 9 年

(4) 納入製品については新品であり、かつ、1 年間のメーカー保証が付いているものであること(中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する。)。メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする(上記の方法によることが出来ない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること。)

(5) 当システムの円滑な運用を行うために、保守業務は以下の項目を含むこと。

- (ア) 納入機器の円滑な利用や障害発生後の速やかな運転再開を目的に、保守業務担当者は月曜日から金曜日(ただし、祝日と年末年始の休日を除く)の 9:00~17:00 については電話、E-Mail 又はポータルサイトでの問い合わせを受け付け、その対応をすること。それ以外の時間帯については E-Mail 又はポータルサイトでの問い合わせを受け付けること。問い合わせの内、9:00~17:00 に発生した分については当日オンサイトにて、それ以外はオフサイトにて初期対応すること。機器やソフトウェアに故障及び障害が生じた場合は、必要に応じて技術者を派遣して修理を行うこと。また、訪問の時間帯は 17:00 までに受け付けた障害については当日中とし、17:00 以降に受け付けた障害については、翌日以降の最初の保守対応時間帯とすること。
- (イ) 障害の程度に応じて祝日や年末年始の休日であっても臨機応変に対応可能な保守体制・サービスレベルを構築すること。
- (ウ) 保守体制・サービスレベルについては、検取前確認時に提出する報告書と併せて提出し、NIES 担当者等の了承を得なければならない。
- (エ) 導入業者、ハードウェア保守業務担当者、G2DPS ソフトウェア保守業務担当者、運用業務担当者、NIES 担当者等によるシステム運用に関する定期的な打合せ(1~2 ヶ月に 1 回程度の開催を予定)を保守業務期間中実施する。その打合せに出席し、必要な説明、調整を行うこと。打合せのある月末の定期メンテナンス期間に必要な作業を行うこと。
- (オ) 本調達の全納入製品について、障害情報・バージョンアップ情報等を随時 NIES 担当者へ提供すること。

- (カ) 上記情報に基づき、修理作業・バージョンアップ作業等、当システムの円滑な運用を継続するために必要と考えられる作業等を提案し、NIES 担当者の了解を得た上でその作業を実施すること。
- (キ) 恒久的な設定変更を行う場合には、その内容等を既存文書に反映させるために必要な作業（改訂もしくは改訂案の提示）を行うこと。必要に応じ NIES 担当者が指示する文書を調整の上、作成すること。
- (ク) ハードウェア保守業務には、以下の項目を含むこと。
 - ・最低毎年 1 回（1 年未満の周期の点検が義務付けられている機器に対しては必要回数）の定期点検（状態確認、ログ調査等）
 - ・機器に故障が生じた場合の部品及び交換作業
 - ・必要に応じ予防的な部品及び交換作業
 - ・機器修理の完了時には、作業完了報告書の提出と NIES 担当者の確認
 - ・その他保守に必要な費用
- (ケ) ソフトウェア保守業務は、以下の項目を含むこと。
 - ・最新バージョンやメンテナンスパッチの入手や利用に係る費用
- (コ) 障害の検知については、以下の方式を利用すること。
 - ・機器からの通知
 - ・Zabbix による監視システム
 - ・システム担当者等からの連絡
- (サ) 障害発生時には、障害調査、対応結果報告書を NIES 担当者に提出し、確認を受けること。
- (シ) 本業務で実施した作業に伴い、「GOSAT-2 データ処理運用システム システム環境定義書」の記載内容に変更（追記を含む）が生じる場合は、都度、当該箇所の改訂案を NIES 担当者に提示し、了解を得ること。
- (ス) 主たる原因が納入物品にある障害により長期間のサービス停止となった場合には、再発防止策を講じること。
- (セ) 納入業者以外の NIES 関係者による落下等に起因する故障・損傷は保守の対象外とする。
- (ソ) 災害、その他天災地変での故障・損傷は保守の対象外とする。

(6) 無償保証期間経過後のハードウェアに対する保守契約は、年度毎に別契約で締結する予定である。ただし、諸事情により当該契約を締結しないこともある。

M. 完成図書

完成図書は、書類とその内容が記録された光学媒体から構成すること。ただし、光学媒体は、一般的な光学ドライブで読み込めるものとする。

完成図書には、下記の各項目を記載すること。

- ・概要
- ・命名規則（導入済み機器を含めた装置全体）
- ・納入物品一覧（製品リストとして製品名、個数、重量、外寸、ハードウェア構成、消費電力、発熱量を含む）
- ・設定内容詳細
- ・機器配置（レイアウト）図（導入済み機器を含めた床面全体）
- ・ネットワーク構成図（導入済み機器を含めた装置全体）
- ・電源接続図（導入済み機器を含めた装置全体）
- ・保守体制
- ・検査報告書
 - 員数検査結果
 - 機能検査結果
- ・会議資料
 - 配布資料
 - 課題管理表
 - 議事録
- ・運用環境マニュアル（起動停止手順、保守手順等の運用管理に必要な情報を全て記載すること）
- ・製品マニュアル（原則として日本語版とし、英語版も可とする）
- ・説明会資料
- ・作成文書、更新文書及び更新文書案
 - ※ 文書一覧を本文に含め、文書本体は光学媒体に含めること。
- ・その他必要な情報

N. その他

- (1) 付属品を装備していること。
各機器の接続及び動作に関する付属品等すべてを本調達に含むこと。
- (2) 基本導入作業及び現地調整作業を行うこと。
調達物品が本仕様通りに稼働するように NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。
 - (ア) 機器の搬入、ケーブルリング、機器の設定、動作確認するまでの作業を実施すること。
 - ・設置位置については、今後の更新等を見越して、事前に NIES 担当者と協議の上決めること。
 - ・機器の接続に必要な屋内外のネットワーク敷設を行うこと。
 - ・ネットワークの敷設の詳細については、NIES 担当者と協議の上決めること。ケーブル等の名前は、別添提出後に開示される資料に記載されている規則に従い、新たな規則が必要となった場合には改訂すること。改訂の有無に関わらずこの規則を完成図書に含めること。
 - (イ) 基本導入作業を実施した後、動作確認を含む現地調整作業を行うこと。
 - (ウ) 本調達後の運用業務に必要な設定を行うこと。
 - ・ソフトウェアなどの稼働に必要な、各種パラメータは協議の上決定すること。
 - ・Firmware、ソフトウェアなどに安全に安定稼働させるためのパッチを適用すること。
 - (エ) 員数検査、機能検査を NIES 担当者立ち会いのもと実施すること。機能検査については事前に試験計画書を策定し、試験内容に関して NIES 担当者の承認を得ること。なお、必要に応じ現行機器のハードウェア保守業務担当者、NIES 担当者等と調整し作業を行うこと。
 - (オ) 既設設備への接続に際し、設備の利用に必要な設定等を行うこと。
 - ・システム監視システムの設定
 - 本装置では、システム監視用ソフトウェアとして Zabbix を導入しているため、本調達の導入機器の監視設定を追加すること。
 - 既設の計算機空調用室外機に対しても同様の設定を行うこと。設定に必要な機器、ケーブル等を本調達に含めること。
 - ・配線の条件
 - 各ケーブルには、別添提出後に開示される資料に記載されている規則に則ったケーブル名が記載されたケーブルタグをケーブルの両端近くの 2ヶ所に付けること。
 - 万が一の漏水に備え漏電・感電の防止を目的に、電源コンセントは床面に接触しない配線とすること。
 - (カ) その他必要な作業を行うこと。
- (3) 本調達の導入前と同等の運用・開発環境を実現すること。
 - (ア) 本調達における機能追加や性能増強に関わる事項以外に関しては、本調達の導入前における運用業務を導入後も同等に行うための環境を構築すること。
 - (イ) 同様に、導入前における G2DPS ソフトウェア保守業務を導入後も同等に行うための環境を構築すること。
- (4) 運用業務への影響に配慮すること。
本調達に際し、既設設備を停止する必要がある場合、その停止期間を極力短くすること。特に、所外への情報配信サービスの停止に関しては、時期・期間・回数に留意すること。
- (5) 説明会を開催すること。
NIES 担当者、運用業務担当者を対象に、運用業務担当者向け説明会を開催すること。
 - (ア) 説明会の内容は、運用環境マニュアル、製品マニュアルを元に、NIES 担当者に事前の確認を取ることを。
 - (イ) これらマニュアルを元に説明会資料を作成すること。
 - (ウ) 説明会資料には、以下の項目に加え、運用に必要な情報を説明会資料に記載すること。
 - ・システム概要
 - ・機器構成
 - ・ログイン手順
 - ・パスワード変更手順
 - ・運用環境説明
 - ・システムやサービスの起動と停止手順
 - ・注意事項
 - (エ) 説明会で発生した質問事項などを受けてマニュアル、説明会資料などの納品版を作成すること。
- (6) 契約締結後より NIES 担当者等と打合せを定期的(月に 1 回程度)に開催し、導入業務の円滑な遂

行に務めること。

(7) 本調達により生じた設定変更の内容等を既存文書に反映させるために必要な作業(改訂もしくは改訂案の提示)を行うこと。

主な対象は、「GOSAT-2 データ処理運用システム(基幹部)詳細設計書基盤設計編」と「GOSAT-2 データ処理運用システム システム環境定義書」であるが、必要に応じ NIES 担当者が指示する文書を作成すること。

(8) 納品検収について、納品した物品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

5. 納入場所

茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日

7. その他

(1) 本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

(2) 本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

(3) 必要に応じ、別添提出後に下記の情報を提示予定である。

- ・ GOSAT-2 データ処理運用システム(基幹部)詳細設計書基盤設計編
- ・ GOSAT-2 データ処理運用システム システム環境定義書
- ・ 平成 28 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 1 次導入) 完成図書
- ・ 平成 29 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 2 次導入) 完成図書
- ・ 平成 30 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 3 次導入) 完成図書
- ・ 平成 31 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 4 次導入) 完成図書
- ・ 令和 2 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 5 次導入)、及び、GOSAT シリーズ関連地上系システム基盤設備等 完成図書
- ・ GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 6 次導入) 完成図書
- ・ 令和 4 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 7 次導入) 完成図書
- ・ G2DPS 処理増強用サブシステム基本文書
- ・ 令和 6 年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第 8 次導入) 完成図書
- ・ その他 NIES が必要と認めた資料

(4) 提案書の提出部数は、3 部とする。提案書は、書類とその内容が記録された光学媒体から構成すること。ただし、光学媒体は、一般的な光学ドライブで読み込めるものとする。提案書には、下記の情報を記載すること。NIES が運用業務や G2DPS ソフトウェア保守業務等を支障なく遂行できる状態を実現する為に実施する作業内容に関して確実性確認・安全性確認・業務(特に所外サービス)への影響確認を目的に提案書には、更新方法の基本方針から具体的な方式までを作業工程に沿ってわかりやすく記載すること。工程表には、作業の進め方(逐次、並列など)、作業に必要な日数、運用停止期間等を含め、既設機器へ影響(既設機器を縮退運転させる等)が出る作業がある場合には、影響の範囲とその作業の期間を明記すること。また、今後の拡張・更新方法の基本方針から具体例までわかりやすく記載すること。

- ・ 製品リスト及びカタログ等の製品情報
- ・ 機器配置のレイアウト
- ・ ネットワーク構成図
- ・ 各機器の諸元表
- ・ 提案機器の総重量、総消費電力、総発熱量とその内訳の見積値
- ・ 個々の要求要件を満たすための具体的な方策(一問一答形式によること)
- ・ マニュアルの種類と提供方法
- ・ 更新作業の方針と方式
- ・ 全体の工程表
- ・ 業務実施体制図
- ・ 本提案書に関する照会先

・その他必要な情報

- (5) 搬入・搬送に関しては、下記条件を遵守すること。
- (ア) 現有設備を大幅に移動することのないように配慮すること。
 - (イ) 現有設備を移動する場合には、事前に NIES 担当者の許可を得ること。
 - (ウ) 現有設備を傷つけないように十分な養生を施すこと。
 - (エ) 設備に毀損等が生じた場合、受注者の責任において原状に復すること。
 - (オ) 搬送先においては、機器が荷崩れ、転倒などしないよう安全に配慮すること。
 - (カ) 搬入経路に関する建築上の条件に関しては、別添提出後に開示される資料を参照すること。
- (6) 運用・各種保守・更新の各作業工程を考慮した導入スケジュールは、下記の通りである。
- (ア) 契約締結日から 2 週間以内を目処に初回打合せを行うこと。
 - (イ) 令和 9 年 3 月中旬を目処に完成図書等の文書ドラフト版を提出し、NIES 担当者が確認できる状態にすること。
- このスケジュールから大幅な変更が必要な場合は提案書に明記すること。提案書のスケジュール変更が運用業務・G2DPS ソフトウェア保守業務等に大きな影響を及ぼす場合は、スケジュールの変更は認められないので留意すること。
- (7) 著作権等の扱い
- (ア) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に譲渡するものとし、当該対価は本契約金額に含むものとする。
 - (イ) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
 - (ウ) 上記(ア)及び(イ)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (8) 情報セキュリティの確保
- 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。
(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)
- (ア) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
 - (イ) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
 - (ウ) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
 - (エ) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
 - (オ) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正措置を実施すること。
 - (カ) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
 - (キ) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
 - (ク) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。(再委託がある場合、再委託先含む)
 - ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性(情報セキュリティ関連資格・研修実績等)、実績、国籍に関する情報提供

・請負業務の実施場所

(9) 打合せ・説明会等の会議は、昨今の社会情勢に鑑み、一つの会議内で対面形式と Web 形式を併用する前提で開催すること。

(ア) 使用する Web 会議アプリケーションについては、参加者の環境などを考慮して決定する。

(イ) Web 経由での会議参加者が会議室などに集まることで密にならぬように留意すること。

(ウ) NIES が居住地等による構内への立入等に関して制限を設けた場合には、対面参加者の調整を行うこと。

(エ) 会議資料の電子ファイルを会議前日までに関係者へ展開すること。

(オ) 会議資料は、Web とプロジェクターに可能な限り提示し説明すること。

(カ) 会議開催日から 5 営業日以内を目途に議事録案を作成し、関係者へ展開すること。

以上

資料 1：計算機空調用室外機

計算機空調用室外機に関する要件は、以下のとおりである。対象機器は、「図 1：計算機空調用室外機更新対象機器」を参照すること。

1. 性能・機能に関する要件

- (1) 冷却能力は 150kW 以上であること。
- (2) 冷水水量は 430L/min 以下とする。
- (3) 使用電源は三相 200V とし、消費電力は 56kW 以下であること。
- (4) 本室外機と施工方法については、国土交通省の公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編に準拠すること。
- (5) 空調システムの起動及び停止は、自動制御盤の設定スイッチで行えること。
- (6) 大きさは高さ 2500mm 以下、幅 1100mm 以下、奥行き 3850mm 以下とする。
- (7) 重量は 1500kg 以下であること。
- (8) 計算機空調用室外機 2 号機及び 3 号機と連携運転ができること。連携運転の形態は NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (9) 既設の Zabbix から以下の状態監視ができること。
 - (ア) 運転状態
 - (イ) 異常／警報状態
 - (ウ) ポンプ運転状態
 - (エ) 圧縮機運転状態
- (10) 計算機空調用室外機 2 号機及び 3 号機も既設の Zabbix から上記の状態監視ができるよう改修すること。計算機空調用室外機 2 号機及び 3 号機の型番は UWXA150FAB である。

2. 性能・機能以外の要件

- (1) 配線工事等を本調達に含めること。
- (2) チラー設備を設置する場所は、以下の基礎仕様のもと施工済みである。
 - (ア) 施工面積は概ね 5,500mm×12,500mm 以上である。厚みは 150mm 以上とする。
 - (イ) 構造 10mm 異形鉄筋を 250mm 間隔にてシングル配筋が施された構造とする。
 - (ウ) 配筋の仕様は一般的な機械基礎(べた基礎)とし、荷重設計はコンクリート圧縮強度 24N/m² 以上とすること。
- (3) 計算機空調用室外機 1 号機を撤去し、NIES 敷地内の指定場所に搬送すること。

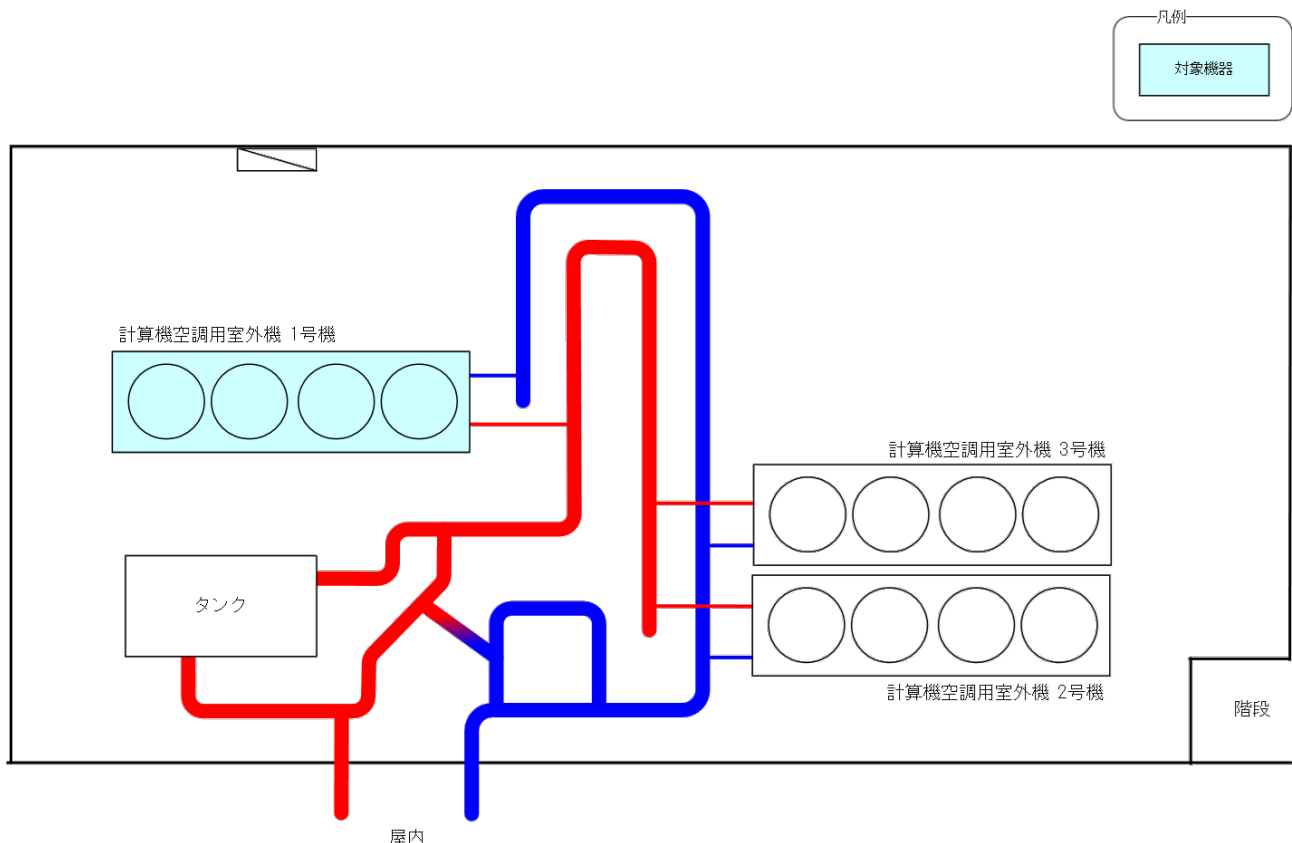


図 1：計算機空調用室外機更新対象機器。

秘密保持に関する誓約書

_____（以下「甲」という。）は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「乙」という。）から提供される秘密情報の取扱いに関し、以下の条項を遵守することを誓約する。

第1条 開示目的・開示対象

甲は、乙から開示を受ける秘密情報の開示対象が次の目的のために限定して開示されるものであることを了解し、秘密情報をこれ以外の目的のためには一切使用しないことを誓約する。

目的：「令和8年度 GOSAT-2 データ処理運用システム用計算機(第9次導入)一式」（以下「本調達」という。）に係る応札書類作成のため。

対象：仕様書の通り

第2条 定義

本誓約における秘密情報とは文書、口頭及びその他の方法によることを問わず、乙が秘密として指定した上で開示される第1条に定める対象で、公には入手できない情報をいう。ただし、開示された情報が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 乙より開示された時点で、既に公知となっていた場合
- (2) 乙より開示された後、甲の責によらず公知となった場合
- (3) 乙より開示された時点で、既に甲が秘密保持義務を負うことなく保有していた場合
- (4) 乙より開示された後、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した場合
- (5) 正当な権限を有する第三者から開示を要請された場合

第3条 秘密情報の使用

甲は、前条の目的のために秘密情報を知る必要のある自己（甲については、自己の実質的な親会社も含む。）の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。また、乙からの書面による事前の同意を得ることを条件に、第1条の目的のために秘密情報を知る必要のある業務委託先等の最小限の役員及び従業員に対して秘密情報を開示することができる。この場合においても、甲は、秘密情報の使用に関して乙に直接の責任を負うとともに、かかる役員及び従業員に秘密情報の機密性を知らせ、明示の秘密保持契約書又は就業規則により本誓約と同様以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

第4条 秘密情報の破棄

甲は、本調達に係る応札書類作成後、直ちに秘密情報の使用を止めることとする。その上でコンピュータ等の全ての記憶媒体から秘密情報を除去した上で使用不能にし、また、

開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者あて返却又は破棄するものとする。

第5条 一般条項

(1) 持出の制限

甲は、いかなる手段を持ってしても秘密情報を日本国外に持ち出してはならない。

(2) 救済処置

甲は、自ら又はその業務委託先等が秘密情報を本誓約に違反した方法で使用、複製、配布若しくは開示した場合又はそのおそれのある場合に乙が講ずる当該使用、複製、配布若しくは開示を予防し又は中止させるための適当な救済処置に従うことに同意する。

(3) 損害賠償

甲は、自ら又はその業務委託先等が本誓約に違反したことにより乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 準拠法・裁判管轄

本誓約は日本法に準拠するものとし、本誓約の有効性及び解釈に関する全ての紛争についての専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

第6条 有効期間

本誓約の有効期間は、乙から秘密情報の開示を受けた日から発生し、本調達に係る応札書類作成後も、なお有効に存続するものとする。

令和 年 月 日

甲：住 所
社 名
代表者名

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

E-mail :